<添付書類一覧>

| 変更の内容 | 変更手続に必要な添付書類 |
|------------------|--|
| 変更の内容 ●代表者の氏名・住所 | ②総会議事録 記載事項:組合名称、総会開催日、定足数を満たす参加者が出席し決議が有効であること、役員選任の内容(役員名、役職名)、議長及び総会に出席した組合員2名以上の署名があること。 ※選任された役員名の記載がない場合は、護案書も添付してください。 ※役職の記載がない場合は、理事会議事録も添付してください。 ②新代表者の方の氏名・住所・生年月日が記載された書類次のいずれか1つ・運転免許証のコピー(表裏両面)・2012年4月1日以後に交付された運転経歴証明書のコピー(表裏両面)・資格確認証のコピー(住所の記載のあるもの)※マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)を保有していない方の交付される資格確認書類です。 ・健康保険証のコピー(住所の記載のあるもの)ただし、2025年12月1日までの書類到着分(それより前に有効期限が到来する場合は、有効期限までの書類到着分)に限ります。・印鑑証明書(発行後3か月以内の原本)・住民票(発行後3か月以内の原本)・住民票(発行後3か月以内の原本)・住民悪イ部後カードのコピー(表裏両面)・2020年2月3日以前に申請されたパスポートのコピー(顔写真のページ及び所持人記入欄(住所等記入済)のページ)・マイナンバーカードのコピー(表面のみ) ※②の書類につきましては、個人情報の保護の観点により、本籍地を黒塗りしたもの又は本籍地の記載を省略したものをご準備ください。 (本籍地を黒塗りすることにより任所地が確認できなくなる場合は、黒塗りにしないようお願いします。)また、健康保険証のコピーをご提出いただく場合は、保険者番号・被保険者配号・被保険者番号・一次元コードを黒塗りしたものをご準備ください。 |
| ● 届出印 | 添付書類は不要です。 |
| ●管理会社の連絡先 | 添付書類は不要です。 |
| ●元利金自動振込先口座 | 積立手帳(原本) ※ 複数の積立をされている場合は全ての積立手帳が必要です。 ※ 金融機関やその支店の統合により金融機関、支店又は口座番号が変わる場合(口座名義の変更無し)は、金融機関が発行する証明書類の写しがあれば積立手帳は不要です。 ※ 代表者変更手続に伴う元利金自動振込先口座変更で、金融機関、預金種目及び口座番号に変更がなく、口座名義の代表者名のみが変更になる場合は積立手帳及び届出印の押印は不要です。 |

その他の変更、詳細につきましては、「マンションすまい・る債のしおり(積立手帳別冊)」又は機構ホームページをご確認ください。

